



訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち性が高く、消費者は冷静に判断できないまま契約してしまう場合があります。「特別に値引きをする」などと言葉巧みに契約を迫れても、**その場ですぐに契約はせずに、家族や周囲の人に相談しましょう。**もし、**契約してしまっても法定書面を受け取って8日以内ならクーリング・オフができます。**

「陸別くらし塾」は、「くらしのセミナー」を主な活動の場としています。
 次回開催日：令和3年2月4日（木） 会場：役場1階第1会議室
 どなたでも参加できますので、興味のある方は、お気軽にお越しください。
 お問い合わせ 役場産業振興課商工業振興担当 27-2141